

第25回魚沼市地域公共交通協議会 次第

令和元年6月27日(木)午後1時30分～

魚沼市役所小出庁舎3階「302会議室」

1. 開 会

2. 開会あいさつ

3. 報 告

- 1) (資料No.1) 平成30年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について
- 2) (資料No.2) 平成30年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について
- 3) (資料No.3) 市役所組織改編に伴う規約の改正について
- 4) その他

4. 議 事

- 1) (資料No.4) 平成30年度協議会事業報告及び決算について
- 2) (資料No.5) 組織変更(別表(第6条関係))に伴う規約の改正(案)について
- 3) (資料No.6) 生活交通確保維持改善計画(フィーダー系統)(案)について
- 4) (資料No.7) 自家用有償旅客運送の更新登録(入広瀬コミュニティ協議会)について
- 5) その他

5. その他

6. 閉 会

令和元年度 魚沼市地域公共交通協議会委員名簿

(敬称略)

区分	所属等	氏名	備考
1	法第6条第2項第1号の委員 (市町村)	魚沼市長	佐藤 雅一 会長
2	法第6条第2項第2号の委員	東日本旅客鉄道株式会社	浦佐 駅長 山崎 明彦
3		南越後観光バス株式会社	管理課長 高橋 重則
4		魚沼市タクシー協会	会長 小島 由紀子
5		ひかり交通株式会社	代表取締役 渡辺 恵介
6		入広瀬コミュニティ協議会	会長 梶沢 一彦
7		国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 計画課	課長 焼田 聡
8		新潟県魚沼地域振興局地域整備部	副部長 酒井 公生
9		魚沼市産業経済部建設課	課長 星 政晴 監査員
10		法第6条第2項第3号の委員 (公安委員会、利用者、 学識経験者、市町村が必要と認める者)	新潟県小出警察署
11	堀之内連合区長会		会長 星野 政雄 監査員
12	小出四日町区連合自治会		会長 滝沢 博忠
13	湯之谷地区自治会連絡協議会		会長 三友 武久
14	広神連合自治会		会長 加藤 達雄
15	守門地区嘱託員会		会長 榎本 春実
16	入広瀬区長会		代表 大竹 友吉
17	長岡技術科学大学		名誉教授 松本 昌二 副会長
18	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 交通企画課		課長 井藤 太亮
19	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局		首席運輸企画専門官 渡邊 毅士
20	新潟県魚沼地域振興局企画振興部 地域振興課		課長 貝瀬 明
21	新潟県立小出高等学校		校長 梶 良成
22	新潟県立堀之内高等学校		校長 村山 英司
23	魚沼市老人クラブ連合会		会長 佐藤 喜郎
24	魚沼市地域自立支援協議会		会長 井口 正博
25	日本労働組合総連合会新潟県連合会 中越地域協議会		議長 矢島 良彦
26	魚沼市市民福祉部介護福祉課		課長 吉田 淳
27	協議会規則第12条第5号	魚沼市北部事務所	所長 富永 幸敏
28		魚沼市北部事務所	係長 小西 昌明

オブザーバー

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島130番地1魚沼市役所小出庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査員2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティー協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長
	新潟県立小出高等学校 校長
	新潟県立堀之内高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 会長
	魚沼市地域自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

平成30年度実績報告書

魚沼市乗合タクシー
小出まちなか循環線
入広瀬コミュニティバス



令和元年6月27日
第25回 魚沼市地域公共交通協議会

目次

1. 事業者別運行系統	1
2. 魚沼市ネットワーク路線図	2
3. 地域別 利用者実績	3
(1) 利用者総数の推移	4
(2) 地域別乗合タクシー推移	5
4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績	6
(1) 運行系統別利用者数実績	7
(2) 小出地域乗合タクシー	8
(3) 小出まちなか循環線	9
(4) 堀之内地域乗合タクシー	10
(5) 湯之谷地域乗合タクシー	11
(6) 広神地域乗合タクシー	12
(7) 守門地域乗合タクシー	13
(8) 入広瀬コミュニティバス	14
5. 魚沼市乗合タクシー事業費	15
(1) 運行回数・運行率	16
(2) 運行者別事業費	17

1. 事業者別運行系統

【地域公共交通確保維持事業 乗合タクシーの運行内容】 平成30年4月から平成31年3月

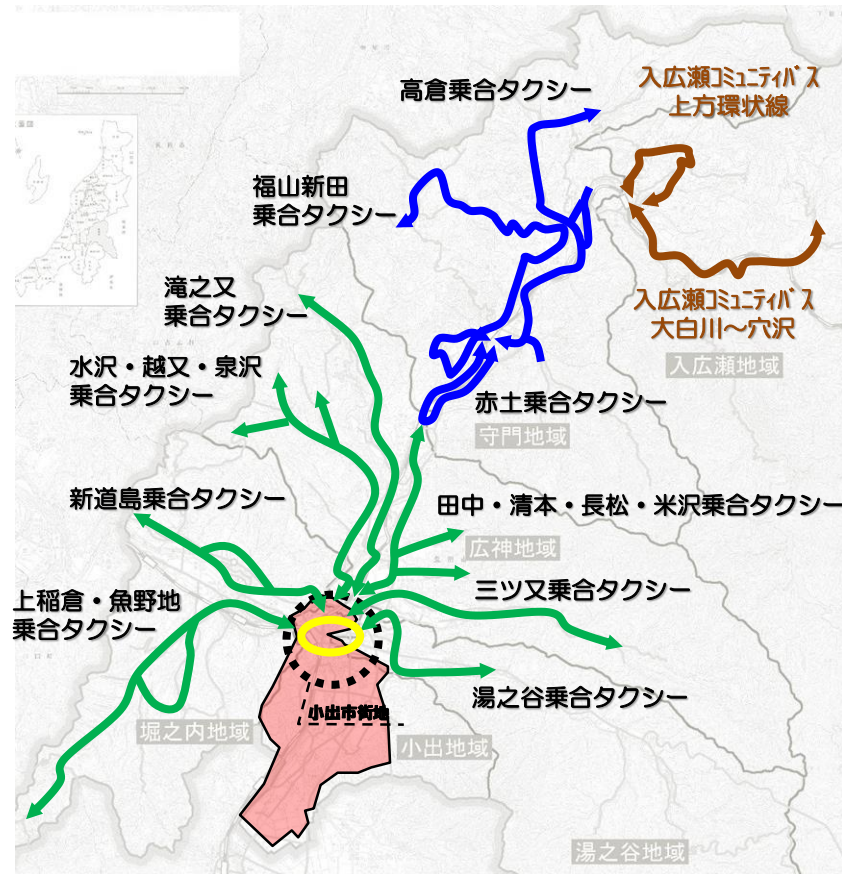
運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	株式会社小出タクシー	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
	ひかり交通株式会社	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
	奥只見タクシー株式会社	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー
	観光タクシー株式会社	赤土乗合タクシー 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
路線定期運行	奥只見タクシー株式会社	小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）

【その他 乗合タクシーの運行内容】 平成30年4月から平成31年3月

運行態様	運 行 者	運行系統名
区域運行 デマンド型	奥只見タクシー株式会社	広神地域内定期便
自家用有償旅 客運送	入広瀬コミュニティ協議会	入広瀬コミュニティバス

2. 魚沼市ネットワーク路線図

【地域乗合タクシー・小出まちなか循環線の運行内容】



- | | |
|---------------|---|
| 小出市街地の乗り入れ路線 | ↔ |
| 地域内のみ運行路線 | ↔ |
| 小出まちなか循環線 | ↔ |
| 小出地域乗合タクシーエリア | ■ |

◆地域乗合タクシー(デマンド型区域運行)

小出地域

- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

堀之内・湯之谷・広神地域(小出周辺地域)

- ・小出駅前バス停に接続、小出市街地まで移動可能
- ・運賃: 1回 300円
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)
- ・広神地域は、路線ごとに曜日限定運行

広神地域内定期便

- ・広神憩の家方面行き
- ・運賃: 1回 200円

守門地域

- ・守門診療所で路線バスと乗継、JR越後須原駅に接続
- ・運賃: 1回 200円

◆小出まちなか循環線(路定期運行)

小出市街地(順回り、逆回り)

- ・30分に1本運行
- ・運賃は100円/回
- ・平日運行(祝日、12月29日から1月3日は除く)

◆入広瀬コミュニティバス

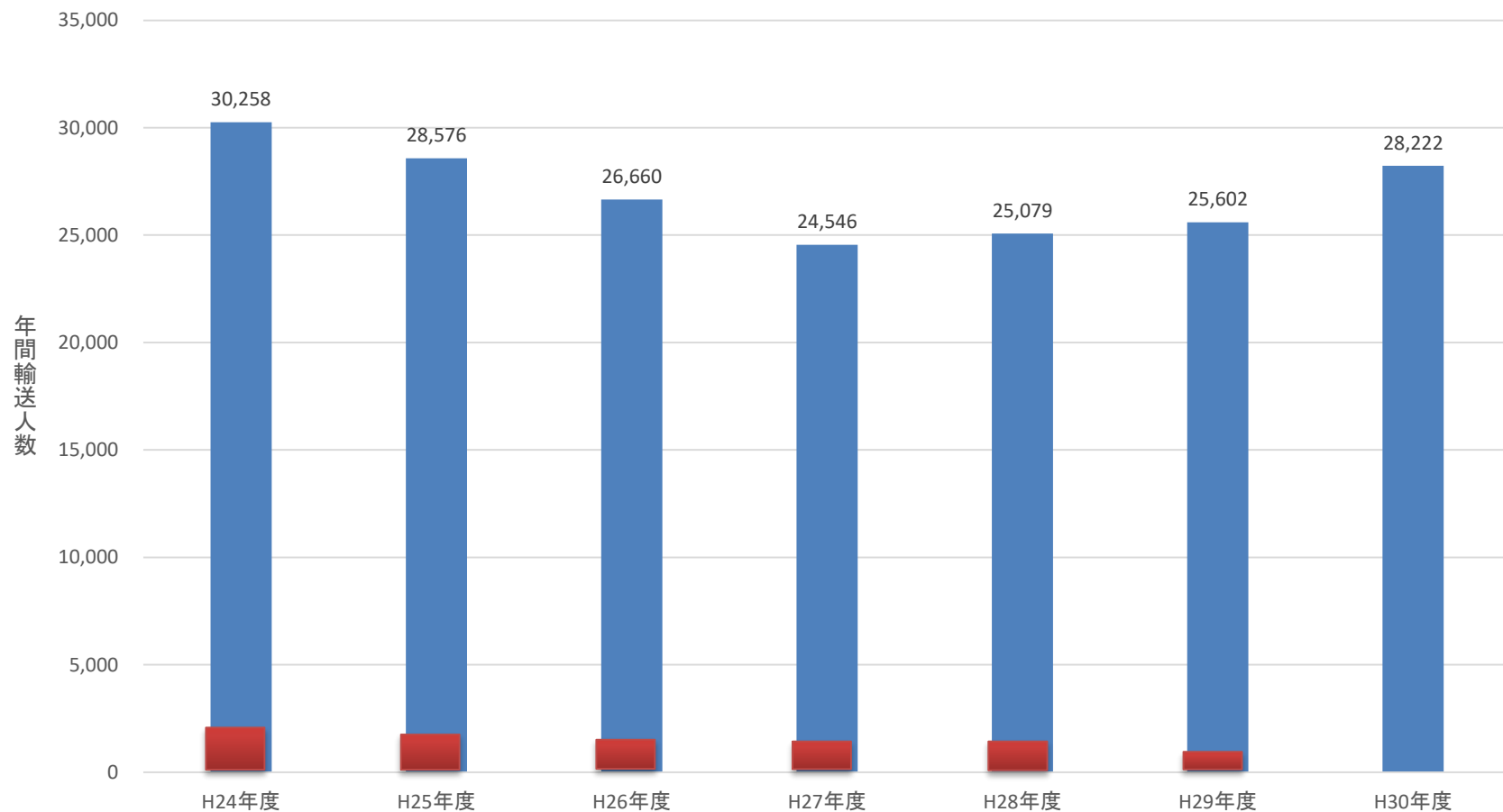
入広瀬地域

- ・入広瀬コミュニティ協議会…別紙

3. 地域別 利用者実績

(1)利用者総数の推移

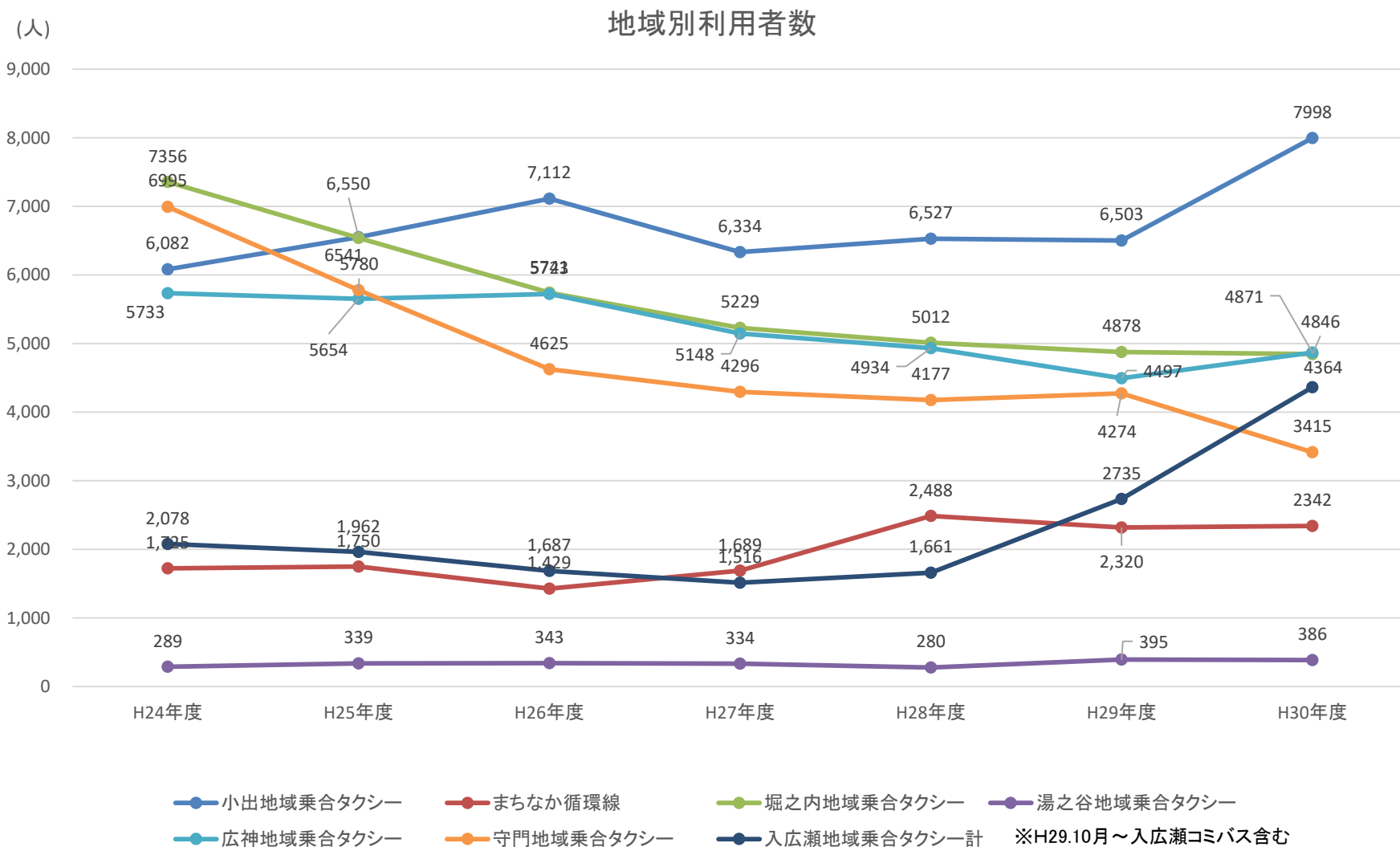
・利用者数が減少した路線があったものの、小出地域乗合タクシー、入広瀬コミュニティバス等の増加数がそれを上回り、増加した。



※各地域の地域乗合タクシー、広神地域内定期便、小出まちなか循環線、入広瀬コミュニティバスの各路線の利用者数を積み上げた値
■ 入広瀬地域乗合タクシー (H29.9.30まで)

(2)地域別乗合タクシー推移

- ・利用者総数としては、前年比110.2%となった。
- ・小出地域は、前年比123%及び入広瀬地域が159.6%と大幅に利用者が伸び、小出周辺地域の乗合タクシーが前年比103.4%となる一方で、守門地域乗合タクシーは、前年比79.9%と大幅な減少となった。



4. 路線別 乗合タクシー 利用者実績

(1) 運行系統別利用者数実績

	運行系統	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
小 出地域	小出	6,082人	6,550人	7,112人	6,334人	6,527人	6,503人	7,998人	123.0%
	まちなか循環線	1,725人	1,750人	1,429人	1,689人	2,488人	2,320人	2,342人	100.9%
堀之内地域	上稲倉・魚野地	5,971人	5,296人	4,338人	3,966人	3,724人	3,564人	3,760人	105.5%
	新道島	1,385人	1,245人	1,403人	1,263人	1,288人	1,314人	1,086人	82.6%
湯之谷地域	湯之谷	289人	339人	343人	334人	280人	395人	386人	97.7%
広 神地域	滝之又～小出	1,600人	1,313人	1,293人	1,030人	1,042人	1,031人	1,082人	104.9%
	水沢～小出	645人	775人	789人	733人	782人	804人	879人	109.3%
	田中～小出	226人	301人	376人	320人	324人	452人	453人	100.2%
	三ツ又～小出	758人	699人	890人	827人	878人	877人	891人	101.6%
	広神定期便	2,504人	2,566人	2,375人	2,238人	1,908人	1,333人	1,566人	117.5%
守 門地域	高倉～須原	2,743人	2,734人	2,305人	2,249人	2,244人	2,406人	2,202人	91.5%
	福山～須原	4,080人	2,922人	2,191人	1,970人	1,863人	1,801人	1,164人	64.6%
	大倉～須原	136人	91人	87人	16人	23人	28人	14人	50.0%
	大倉沢～赤土	36人	33人	42人	61人	47人	39人	35人	89.7%
入広瀬地域 (H29.10月から コミュニティバス)	上方環状線	1,490人	1,689人	1,435人	1,252人	1,295人	1,381人	2,235人	161.8%
	穴沢～大白川	588人	273人	252人	264人	366人	574人	1,059人	184.5%
	穴沢・大栃山						780人	1,070人	137.2%
	計	30,258人	28,576人	26,660人	24,546人	25,079人	25,602人	28,222人	110.2%

(2)小出地域乗合タクシー

・高齢者の利用に加え、特別支援学校等へ通うための定期利用が増加し、前年比123.0%となった。



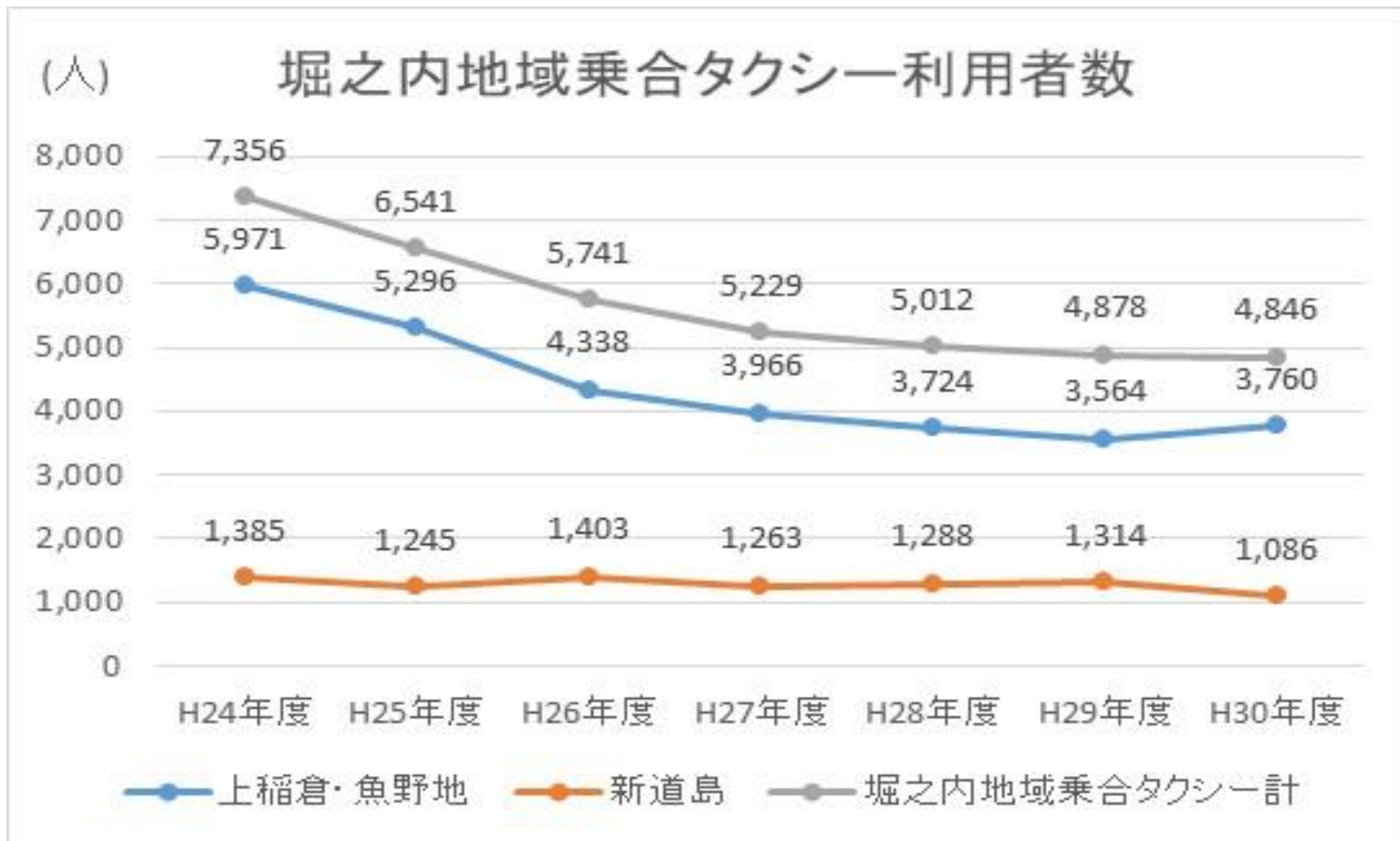
(3)小出まちなか循環線

・高齢者の利用が主で、利用者数は横ばいとなった。



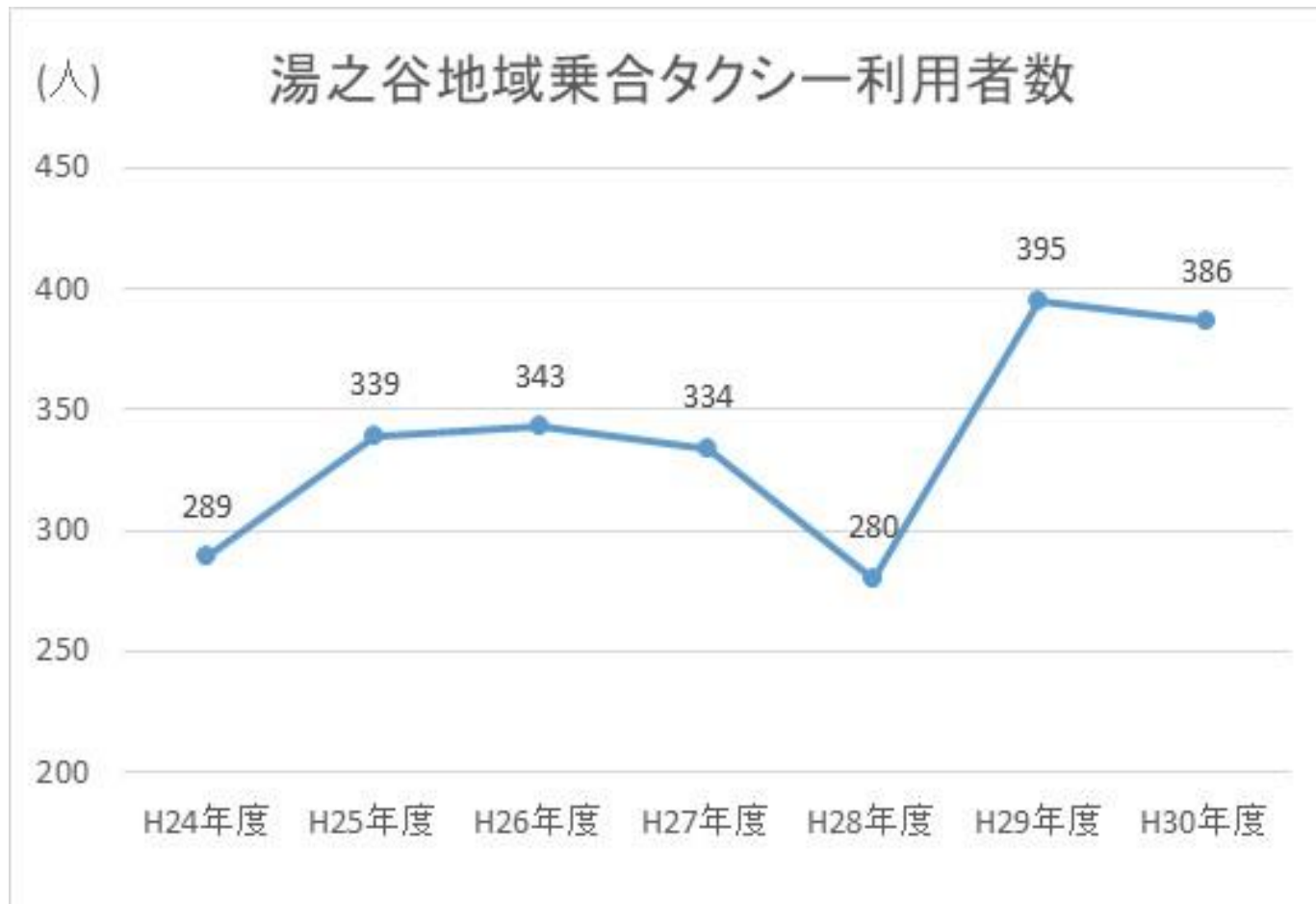
(4) 堀之内地域乗合タクシー

・高齢者の利用が主であるが、地域の利用者総数は、前年同数となった。上稲倉・魚野地線は、新規利用が上回り増加に転じた一方で、新道島線については、食品等の買い物利用が減少に転じ、前年比82.6%となった。



(5)湯之谷地域乗合タクシー

・高齢者の利用が主である。限られた運行計画のなか、前年比97.7%と減少に転じた。



(6) 広神地域乗合タクシー

・新規利用者が利用中止を上回り、地域全体では、前年比108.3%となった。広神地域内定期便では、利用者の新規拡大が見られ、前年比117.5%となった。

(人) 広神地域乗合タクシー 路線別利用者数

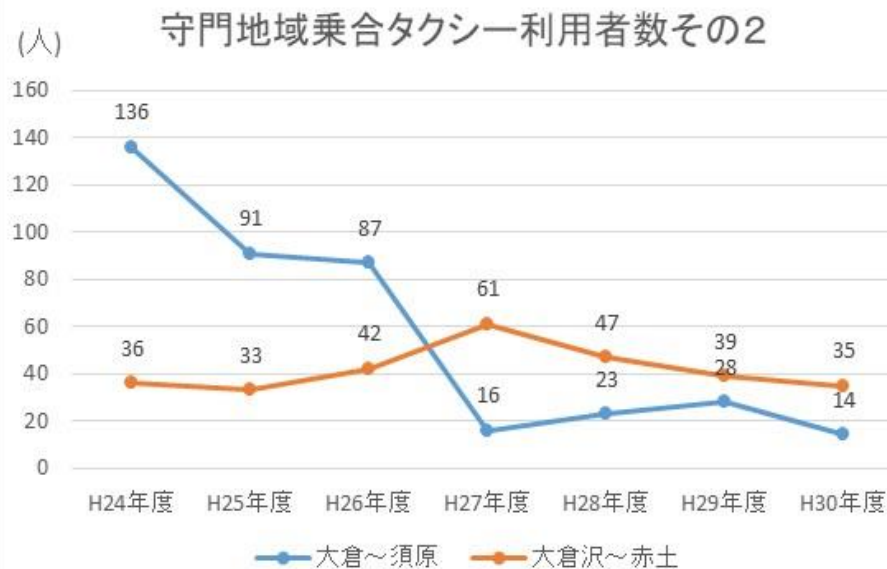
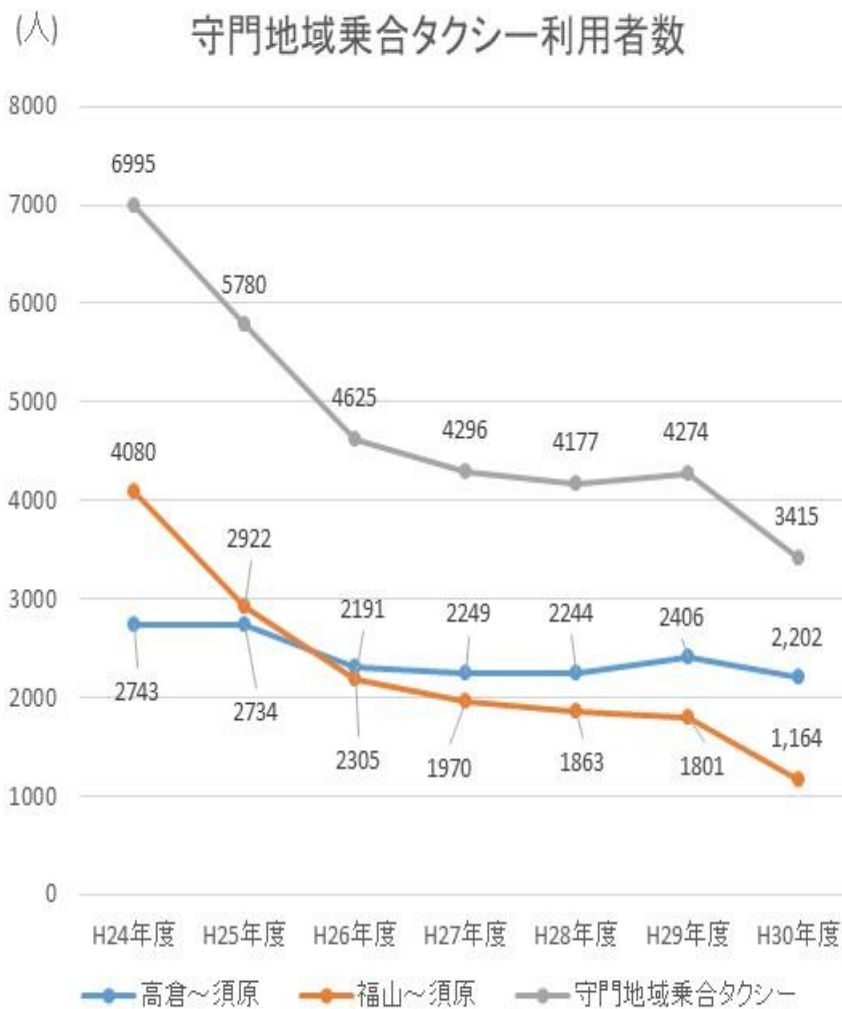


(人) 広神地域乗合タクシー利用者数



(7) 守門地域乗合タクシー

- ・福山新田乗合タクシーの利用者数が大幅に減少し、地域全体では前年比79.9%となった。
- ・福山新田乗合タクシーは、小中学生の通学定期利用があるが、少子化がすすみ、年々子ども数が減少しているため、前年比64.6%と減少に転じた。
- ・赤土線は診療所への通院、大倉線は冬期間の買い物で利用されている。



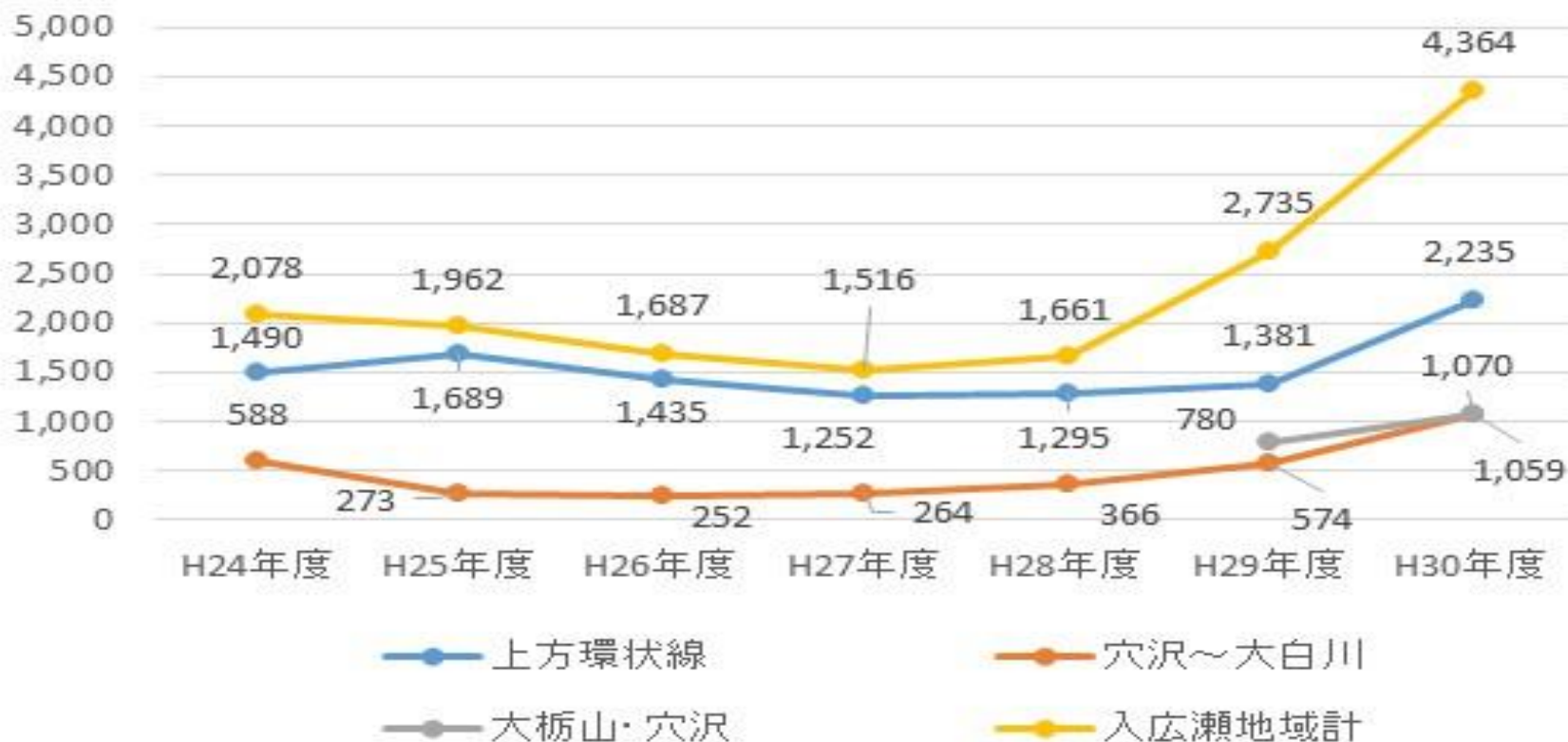
(8) 入広瀬コミュニティバス

- ・入広瀬地域は、平成29年10月から自家用有償旅客運によって入広瀬コミュニティバスが運行されている。
- ・入広瀬コミュニティバスの運行から利用者数が増加に転じている。
- ・増加傾向にある利用者数が、更に前年比159.6%と大幅に増加した。

(人)

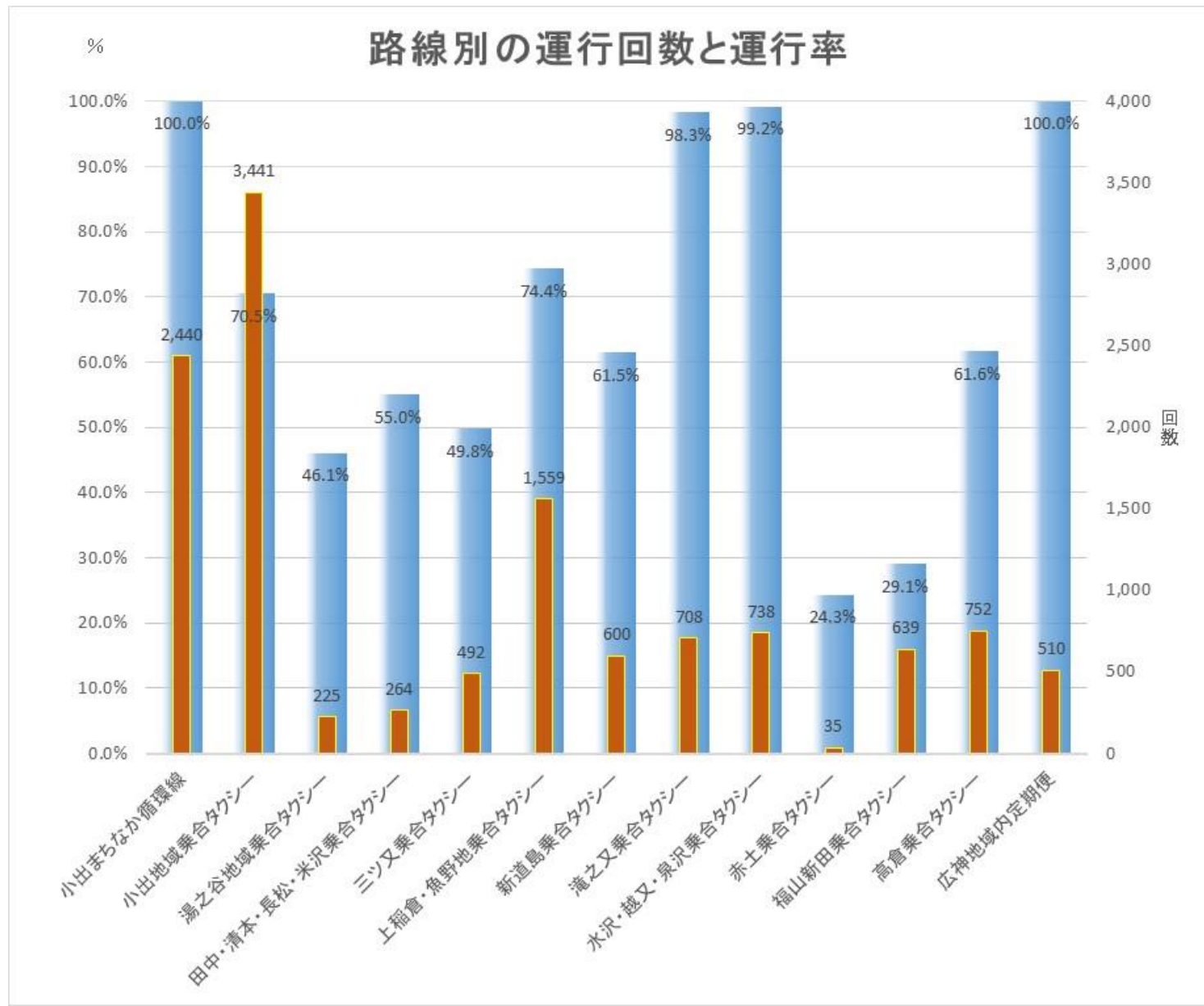
入広瀬地域利用者数

※H29.10月～入広瀬コミバス含む



5. 魚沼市乗合タクシー事業費

(1) 運行回数・運行率



(2) 運行者別事業費内訳

単位：円

運 行 者	事業費	内魚沼市補助金	内国庫補助金	内運賃収入	運行系統名
株式会社小出タクシー	16,820,460	13,079,660	1,699,000	2,041,800	小出地域乗合タクシー 湯之谷地域乗合タクシー 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー 三ツ又乗合タクシー
ひかり交通株式会社	13,272,660	9,662,360	2,457,000	1,153,300	上稲倉・魚野地乗合タクシー 新道島乗合タクシー
奥只見タクシー株式会社	12,740,760	10,514,660	1,059,000	1,167,100	滝之又乗合タクシー 水沢・越又・泉沢乗合タクシー 広神地域定期便 小出まちなか循環線（順回り） 小出まちなか循環線（逆回り）
観光タクシー株式会社	12,928,140	9,652,240	2,787,000	488,900	赤土乗合タクシー 福山新田乗合タクシー 高倉乗合タクシー
計	55,762,020	42,908,920	8,002,000	4,851,100	

（国庫補助金は、運行者へ直接交付）

平成30年度 コミュニティバス実績

資料№2

●入広瀬コミュニティ協議会（コミバス会計）決算

収 入 額		支 出 額		備 考	
会 費	480,000 円	補助分	賃 金	2,148,900 円	・会費@2,000×240世帯 (加入率45%)
協 賛 金	342,000 円		車 両 経 費	826,539 円	
市 補 助 金	3,579,000 円		事 務 費	603,248 円	
繰 越 金	905,647 円		そ の 他 支 出	660 円	
雑 入	46,018 円		補 助 分 計	3,579,347 円	
		単 独 分	賃 金	777,200 円	
			事 務 費	33,747 円	
			単 独 分 計	810,947 円	
収 入 額 合 計	5,352,665 円	支 出 額 合 計	4,390,294 円	翌年度繰越額 962,371	

●公費支出額（コミュニティ協議会への補助金を除く）

区 分	支 出 科 目	支 出 金 額			備 考
		ハイエース	ボクシー	合 計	
公 費 支 出	自動車保険料	174,610 円	132,570 円	307,180 円	
	自動車リース料	679,104 円	342,144 円	1,021,248 円	
	合 計	853,714 円	474,714 円	1,328,428 円	

●コミュニティバス運行に係る経費

コミュニティ協議会支出額 4,390,294 円	+	公費支出額（補助金除く） 1,328,428 円	=	運行に係る経費合計 5,718,722 円
-----------------------------	---	-----------------------------	---	--------------------------

●利用者数（月別）

月 別	運行日数	利用者数	一日平均
4 月	17 日	340 人	20.0 人
5 月	18 日	293 人	16.3 人
6 月	17 日	386 人	22.7 人
7 月	18 日	354 人	19.7 人
8 月	18 日	364 人	20.2 人
9 月	16 日	336 人	21.0 人
10 月	19 日	417 人	21.9 人
11 月	17 日	327 人	19.2 人
12 月	16 日	441 人	27.6 人
1 月	16 日	344 人	21.5 人
2 月	16 日	385 人	24.1 人
3 月	17 日	377 人	22.2 人
合 計	205 日	4,364 人	21.3 人

●利用者数（方面・曜日別）

方 面	曜 日 別 利 用 者 数				
	月	火	水	金	合 計
上 方	614	215	623	783	2,235
大 橋 山・穴 沢	363	54	361	292	1,070
大 白 川	307	125	293	334	1,059
合 計	1,284	394	1,277	1,409	4,364
運 行 日 数	51	51	51	52	205
1 日 当 り	25.2	7.7	25.0	27.1	21.3

●運行時間

曜 日	運行日数	運 行 時 間			備 考
		ハイエース	ボクシー	合 計	
火	51	154 h	62 h	216 h	
月 水 金	154	994 h	310 h	1,304 h	
合 計	205	1,148 h	372 h	1,520 h	

●単位当たり運行に係る経費

区 分	単 位 当 り 経 費	計 算 式
運 行 時 間 当 り	3,762 円	運行に係る経費合計 5,718,722円 ÷ 運行時間合計 1,520h
利 用 者 一 人 当 り	1,310 円	運行に係る経費合計 5,718,722円 ÷ 利用者数合計 4,364人

入広瀬コミュニティバス運行計画

平成 30 年 10 月

入広瀬コミュニティ協議会

1. はじめに ～コミュニティ協議会の基本的な考え方～

(1) 目的

入広瀬地域内の交通不便地や高齢者をはじめとする地域住民の移動が困難な地域において、地域住民が互いに交流し助け合いながら、市民の足となるコミュニティバスの運行をコミュニティ協議会が取り組む。

(2) 入広瀬コミュニティ協議会の役割

平成28年10月から11月の2か月間にわたり魚沼市が実証実験を行い、地域住民から本格運行の実施を希望する声が多数寄せられた。

入広瀬コミュニティ協議会及び6つの地域（自治会）としては、「地域の足」を将来も持続可能にするため、地域自らが運営・運行していくことが重要だと考え、現在市が運行している「乗合タクシー」からコミュニティバスの運行に移行することとした。

<コミュニティバスを核とした地域活性化>

- ・平成29年10月1日運行開始
- ・安定的なコミュニティバスの運行
- ・地域に適した運行形態・運行計画
- ・コミュニティバスを活用した地域活性化
- ・コミュニティ協議会の自立促進

(3) コミュニティバスの特徴 「会員」＝「共助」地域で支えるしくみづくり

コミュニティバスは地域住民が会員となって運行を始める。また、バス運行についても安全性・安定性を確保しながら、地域内の力（地域内雇用）を活用する。

地域の課題

・自家用車を運転する人も含め、「地域の足の確保」を地域の課題として捉える

正確な需要把握

・地域の意見聴取がしやすく、正確な需要と必要なサービスの把握

運行計画策定

・利用者と運営主体の両方の視点で運行計画策定。自らの負担とサービスの関係を確認したうえで、適切なレベルを検討

柔軟な運営とサービス

・地域雇用・人材活用による地域活性化などの事業と連携した運行



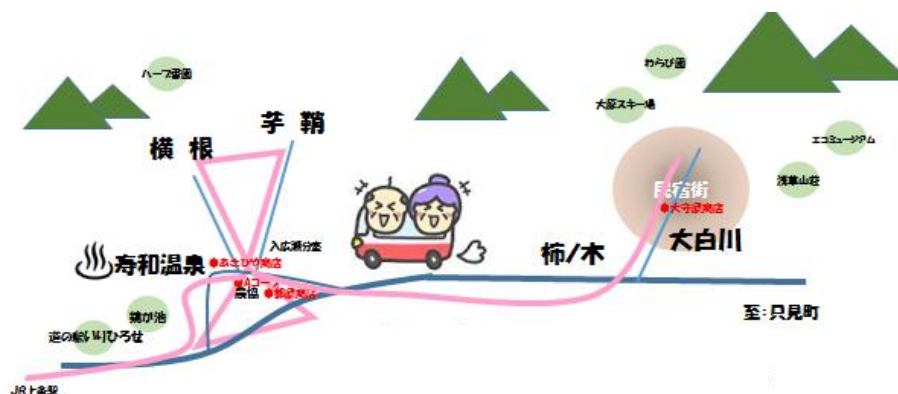
地域住民による持続的・安定的な「地域の足」確保へ

2. コミュニティバス運行計画

(1) コミュニティバス運行計画概要 <随時、見直して行く>

①運行ルート及び運行便数

入広瀬地域内を「上方方面」「大栃山・穴沢方面」「大白川方面」の3方面を基本としダイヤを設定する。



	上方方面	大栃山・穴沢方面	大白川方面
ルート	寿和温泉—芋鞘— 横根—農協—寿和温泉	寿和温泉—大栃山— 鏡ヶ池—穴沢—寿和温泉	寿和温泉—大白川— 寿和温泉
便数	6便	4便	6便
距離	8.2 km	4.3 km	18.0 km

②運行日

週3便（月・水・金）の運行を基本とし、運行日が祝日であっても運行する。

③運休日

年末年始「12月29日から1月3日」とし、天候、災害により運行を中止することがある。

④会費

1世帯2,000円とし年度会員とする。

⑤協賛金

賛同いただける方は、2,000円以上とする。

⑥運行車両

魚沼市より無償貸与（任意保険についても市で加入）小型バス（10人乗り）1台
 ※H30年10月1日より南越後観光バス（穴沢～大白川間）休止によりコミバスを増台。
 ミニバンタイプ（7人乗り）1台

⑦事務所

入広瀬庁舎に事務所を置く。

〒946-0304 新潟県魚沼市穴沢 215 番地 1 （入広瀬庁舎 2 階）
 入広瀬コミュニティ協議会
 Tel : 025 - 796 - 2030 Fax : 025 - 796 - 2767

(2) コミュニティバス時刻表 (H30.10.01 現在)

【上方方面】 ※1便は、電話予約があった場合のみ運行

停留所	※1便	3便	5便	7便	8便	10便
寿和温泉	-	-	-	12:52	14:50	16:10
あぶるま建設	-	-	-	12:54	14:52	16:12
農協前	-	-	-	12:55	14:53	16:13
保健センター	-	9:10	11:10	12:56	14:54	-
穴沢バス停	-	9:12	11:12	② 12:58	14:56	③ 16:14
入広瀬庁舎	6:43	9:13	11:13	12:59	14:57	16:15
平成館	6:45	9:15	11:15	13:01	14:59	16:17
白坂	6:47	9:17	11:17	13:03	15:01	16:19
あけぼの館	6:48	9:18	11:18	13:04	15:02	16:20
佐藤武司宅前	6:49	9:19	11:19	13:05	15:03	16:21
佐藤正行宅前	6:50	9:20	11:20	13:06	15:04	16:22
芋鞆神社入口	6:51	9:21	11:21	13:07	15:05	16:23
田小屋アパート前	6:53	9:23	11:23	13:09	15:07	16:25
渡辺フジイ宅前	6:56	9:26	11:26	13:12	15:10	16:28
松尾勝一宅前	6:57	9:27	11:27	13:13	15:11	16:29
みずほ会館	6:58	9:28	11:28	13:14	15:12	16:30
渡辺政支宅前	6:59	9:29	11:29	13:15	15:13	16:31
渡辺文夫宅前	7:01	9:31	11:31	13:17	15:15	16:33
佐藤新作宅前	7:03	9:33	11:33	13:19	15:17	16:35
平野又十字路	7:06	9:36	11:36	13:22	15:20	16:38
平野又アパート	7:07	9:37	11:37	13:23	15:21	16:39
農協前	-	9:38	11:38	13:24	15:22	-
保健センター	-	9:39	-	-	-	-
寿和温泉	-	-	-	13:27	15:25	16:41
穴沢バス停	① 7:09	-	-	-	15:28	-
入広瀬庁舎	-	9:41	11:39	13:30	15:29	-

【大栃山・穴沢 方面】

停留所	2便	4便	6便	9便
入広瀬庁舎	8:40	10:40	12:22	15:35
農協前	8:41	10:41	12:23	15:36
保健センター	8:42	10:42	12:24	15:37
スポーツセンター	8:44	10:44	12:26	15:39
寿和温泉	-	-	-	15:41
入広瀬駅	8:46	10:46	12:28	15:43
大島晃宅前	8:47	10:47	12:29	15:44
須田宅前	8:48	10:48	12:30	15:45
大栃山入口(やまけ)	8:49	10:49	12:31	15:46
北新工機前	8:50	10:50	12:32	15:47
鏡ヶ池	8:52	10:52	12:34	15:49
黒又入口(消防小屋前)	8:54	10:54	12:36	15:51
井口建設工業	8:56	10:56	12:38	15:53
志田好雄宅前	8:57	10:57	12:39	15:54
穴沢神社	8:58	10:58	12:40	15:55
清水住宅	8:59	10:59	12:41	15:56
ふれあい館	9:00	11:00	12:42	15:57
内子沢	9:01	11:01	12:43	15:58
原集会所	9:02	11:02	12:44	15:59
佐藤幸男宅前	9:04	11:04	12:46	16:01
入広瀬庁舎	9:06	11:06	12:48	16:03
農協前	9:07	11:07	12:49	16:04
保健センター	9:08	11:08	-	-
寿和温泉	-	-	12:52	16:07

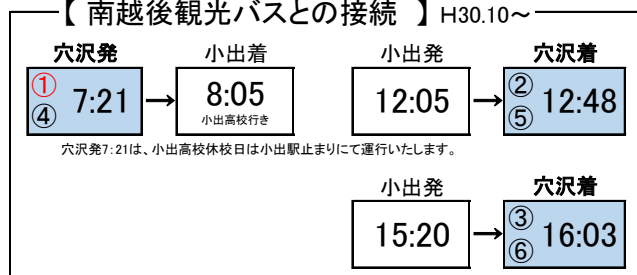
【大白川 方面】

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便	11便
鏡ヶ池	-	-	11:30	-	14:20	-
寿和温泉	-	-	-	-	14:24	16:43
保健センター	-	-	11:33	-	-	-
農協前	-	-	11:34	12:55	14:27	16:46
入広瀬庁舎	6:35	8:40	11:35	12:56	14:28	16:47
穴沢バス停	6:36	8:41	11:36	⑥ 12:57	14:29	⑥ 16:48
穴沢寺前	6:37	8:42	11:37	12:58	14:30	16:49
柿ノ木	6:42	8:47	11:42	13:03	14:35	16:54
大白川駅	6:48	8:53	11:48	13:09	14:41	17:00
木工所	6:50	8:55	11:50	13:11	14:43	17:02
本村十字路	6:52	8:57	11:52	13:13	14:45	17:04
大白川神社	6:53	8:58	11:53	13:14	14:46	17:05
山菜会館	6:54	8:59	11:54	13:15	14:47	17:06
本村十字路	6:55	9:00	11:55	13:16	14:48	17:07
木工所	6:57	9:02	11:57	13:18	14:50	17:09
末沢処理場入口	6:59	9:04	11:59	13:20	14:52	17:11
末沢三叉路	7:00	9:05	12:00	13:21	14:53	17:12
大白川駅	7:01	9:06	12:01	13:22	14:54	17:13
柿ノ木	7:07	9:12	12:07	13:28	15:00	17:19
穴沢寺前	7:12	9:17	12:12	13:33	15:05	17:24
穴沢バス停	④ 7:13	9:18	12:13	13:34	15:06	17:25
農協前	-	9:19	12:14	13:35	15:07	-
保健センター	-	9:20	-	-	-	-
寿和温泉	-	-	12:17	13:38	15:10	-
鏡ヶ池	-	9:23	12:21	13:42	15:14	-
入広瀬庁舎	-	9:26	12:24	13:45	15:17	17:26

【※1便は、電話予約があった場合のみ運行します】

予約は、入広瀬庁舎 2階 796-2030 まで
(月～金 9:00-16:00 土日、祝祭日は除く)

【南越後観光バスとの接続】 H30.10～

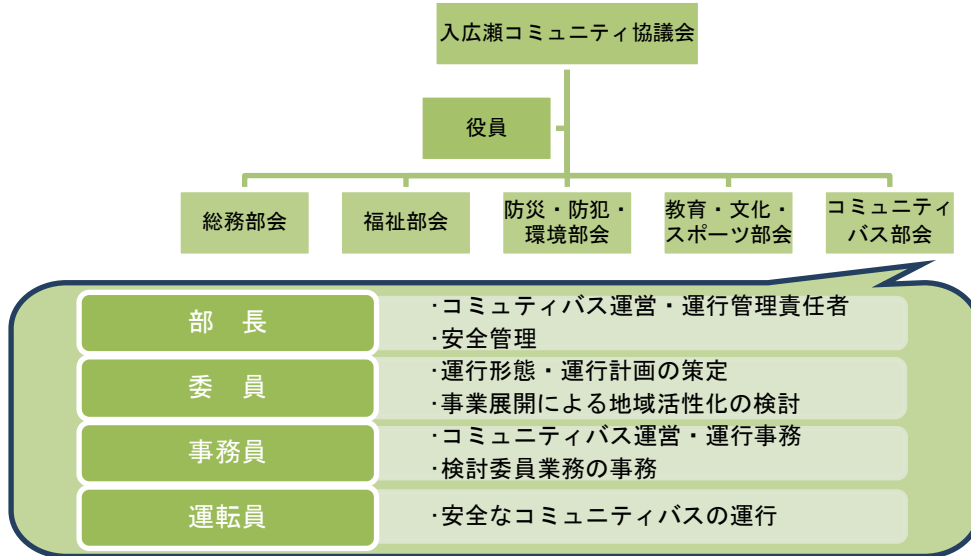


- 1) 定時、3路線(上方方面、大栃山・穴沢方面、大白川方面)で運行します。
- 2) 停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。
- 3) 大白川方面★1～5便は、増台したコミバス(トヨタ VOXY)が走ります。
- 4) 「乗合タクシー」の運行はありません。

3. 組織体制

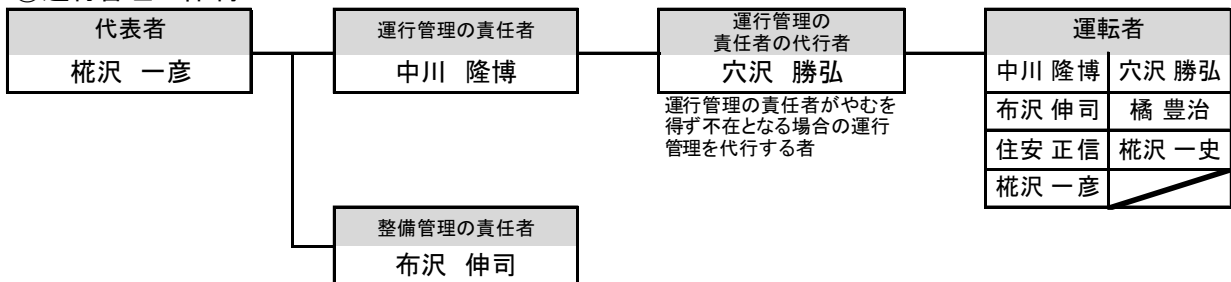
(1) 入広瀬コミュニティ協議会

コミュニティバスは、入広瀬コミュニティ協議会が運行主体となり、魚沼市から補助金を受け安全性・安定性を確保しながら運行する。なお、地域内の力（運転手等の地域雇用）を活用するとともに、地域に密着した運営を目指す。

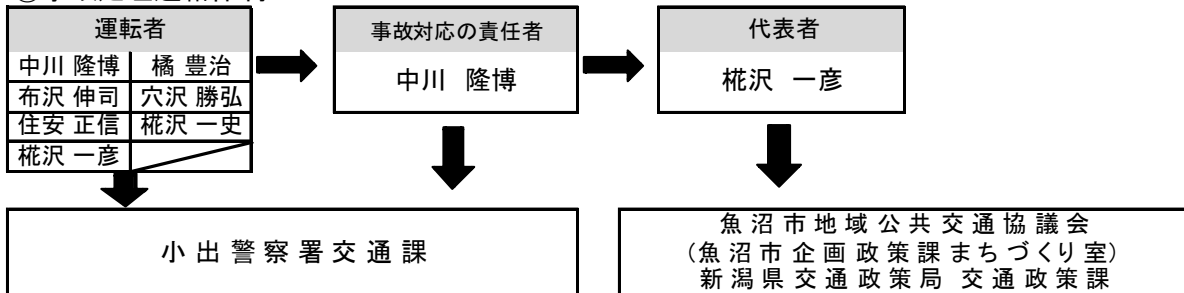


(2) コミバス運行管理・整備管理に係る指令系統

① 運行管理の体制

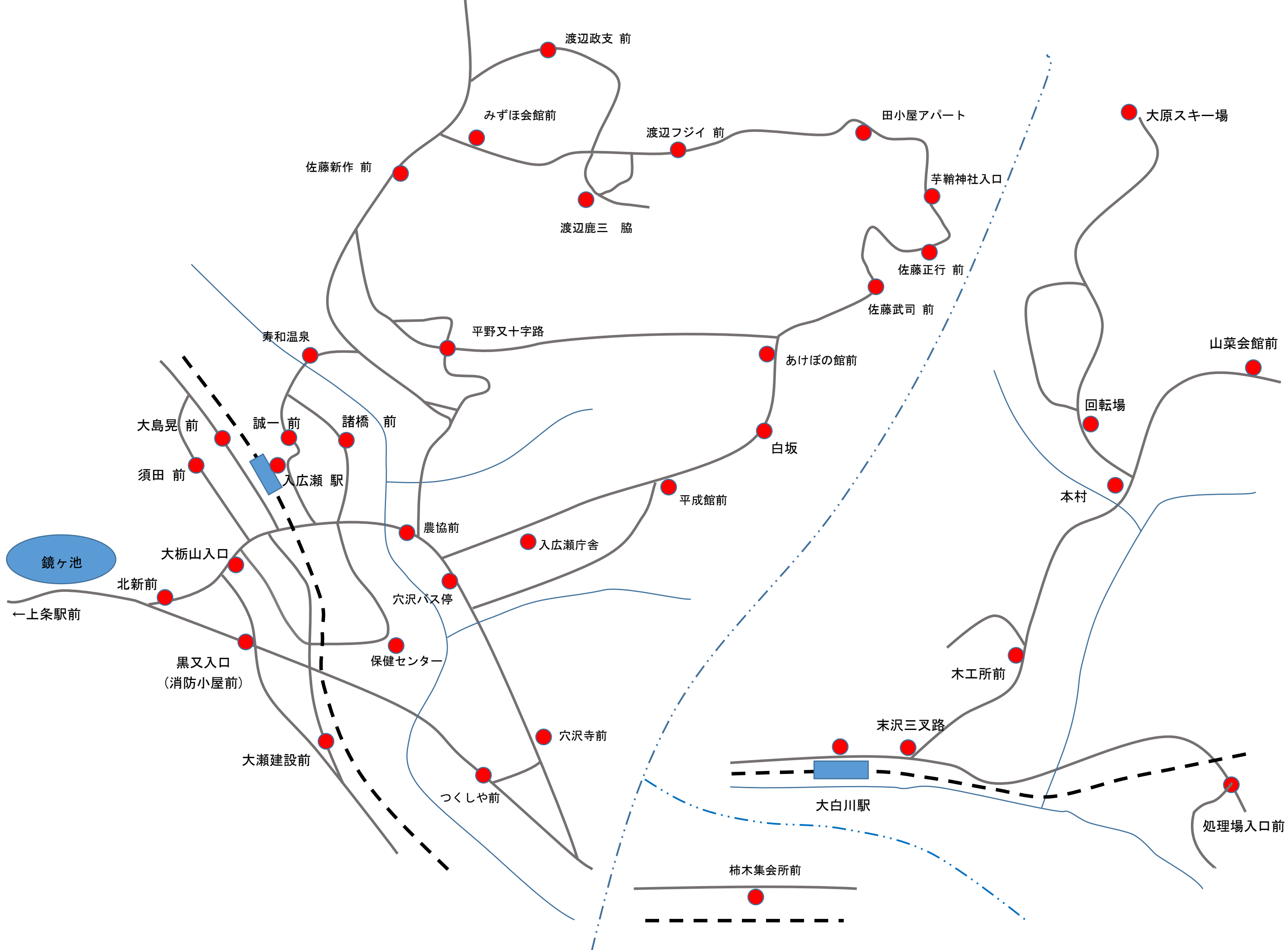


② 事故処理連絡体制



③ 苦情処理体制





渡辺政支 前

みずほ会館前

渡辺フジイ 前

田小屋アパート

大原スキー場

佐藤新作 前

渡辺鹿三 脇

芋鞆神社入口

佐藤正行 前

佐藤武司 前

寿和温泉

平野又十字路

あけぼの館前

山菜会館前

大島晃 前

誠一 前

諸橋 前

回転場

須田 前

入広瀬 駅

白坂

本村

平成館前



大栃山入口

農協前

入広瀬庁舎

北新前

穴沢バス停

←上条駅前

黒又入口
(消防小屋前)

保健センター

木工所前

大瀬建設前

穴沢寺前

末沢三叉路

つくしや前

大白川駅

処理場入口前

柿木集会所前

地域みなさんで支え合う、地域のためのバスです
コミュニティバスを持続可能なバスにするために、
ぜひ『会員』になってください。

『会員』＝『共助』地域で支える仕組みづくり

◆年度会費 1世帯 2,000円

有効期限〈入会日～2020.3.31〉

○コミュニティバスは、みなさんの会費により
支えられています。

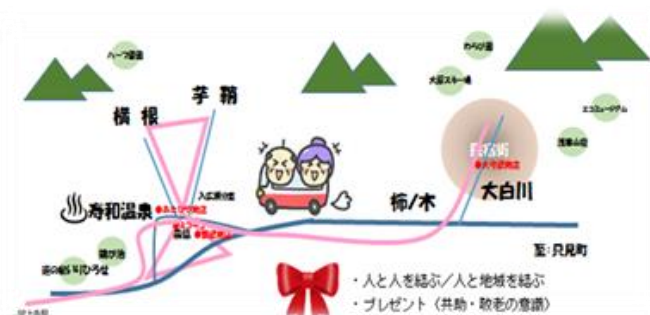
○コミュニティバスに「運賃」はありません。

◆企業・団体・個人の賛助会員を募集します

○コミュニティバスに賛同いただける企業・団体・個人の
協賛金をお願いいたします。

○コミュニティバスは入広瀬コミュニティ協議会が地域の
みなさんと一緒に運営・運行します。

○会員証を発行しますので、コミュニティバスにぜひお乗
りください。



【問い合わせ先】

入広瀬コミュニティ協議会

〒946-0304

魚沼市穴沢 215-1 (入広瀬庁舎 2階)

TEL: 025-796-2030

FAX: 025-796-2767

地域による 地域のための 地域の交通

入広瀬 コミュニティバス

2019年 **お知らせ**
5月1日(水)
よい時刻変更します

入広瀬コミュニティ協議会

入広瀬コミュニティバス時刻表

2019年5月1日(水)～



〈月・水・金曜日運行〉

※火曜日は別紙(黄色い紙)をご覧ください。

【上方 方面】 ※1便は電話予約があった時のみ運行

停留所	※1便	2便	5便	7便	8便
寿和温泉	-	-	12:15	14:50	16:10
あぶるま建設	-	-	12:17	14:52	16:12
農協前	-	-	12:18	14:53	16:13
保健センター前	-	-	12:19	-	-
穴沢バス停	-	-	②12:22	-	③16:14
入広瀬庁舎	6:43	9:35	12:23	14:54	16:15
平成館	6:46	9:38	12:26	14:57	16:18
白坂	6:47	9:39	12:27	14:58	16:19
あけぼの館	6:48	9:40	12:28	14:59	16:20
佐藤武司宅前	6:49	9:41	12:29	15:00	16:21
佐藤正行宅前	6:50	9:42	12:30	15:01	16:22
芋鞆神社入口	6:51	9:43	12:31	15:02	16:23
田小屋アパート前	6:53	9:45	12:33	15:04	16:25
渡辺フジイ宅前	6:55	9:47	12:35	15:06	16:27
亀山勝二宅前	6:57	9:49	12:37	15:08	16:29
渡辺政支宅前	6:58	9:50	12:38	15:09	16:30
松尾勝一宅前	7:00	9:52	12:40	15:11	16:32
みずほ会館	7:01	9:53	12:41	15:12	16:33
渡辺文雄宅前	7:03	9:55	12:43	15:14	16:35
佐藤新作宅前	7:04	9:56	12:44	15:15	16:36
平野又十字路	7:07	9:59	12:47	15:18	16:39
平野又アパート	7:08	10:00	12:48	15:19	16:40
農協前	-	10:01	12:49	15:20	-
保健センター前	-	10:02	-	-	-
寿和温泉	-	-	12:52	15:23	16:42
農協前	-	-	12:55	15:26	-
穴沢バス停	①7:10	-	-	-	-
入広瀬庁舎	-	10:04	12:56	15:27	-

【大栃山・穴沢 方面】

停留所	3便	4便	6便
入広瀬庁舎	10:15	11:45	14:10
農協前	10:16	11:46	14:11
保健センター前	10:17	11:47	14:12
スポーツセンター	10:19	11:49	14:14
寿和温泉	-	-	14:16
入広瀬駅	10:21	11:51	14:18
大島晃宅前	10:22	11:52	14:19
須田宅前	10:23	11:53	14:20
大栃山入口(やまけ)	10:24	11:54	14:21
北新工機前	10:25	11:55	14:22
鏡ヶ池	10:26	11:56	14:23
黒又入口(消防小屋前)	10:27	11:57	14:24
井口建設工業	10:28	11:58	14:25
志田英人宅前	10:29	11:59	14:26
穴沢神社前	10:30	12:00	14:27
清水住宅	10:30	12:00	14:27
穴沢ふれあい館	10:31	12:01	14:28
地蔵様前	10:32	12:02	14:29
原集会所	10:33	12:03	14:30
中手原住宅	10:34	12:04	14:31
入広瀬庁舎	10:36	12:06	14:33
農協前	10:37	12:07	14:34
保健センター前	10:38	-	-
寿和温泉	-	12:10	14:37
入広瀬庁舎	10:40	-	-

【大白川 方面】

停留所	★1便	★2便	★3便	★4便	★5便
寿和温泉	-	-	-	-	16:01
スポーツセンター	-	-	-	-	16:03
鏡ヶ池	-	-	10:45	12:17	-
入広瀬駅	-	-	-	-	16:04
寿和温泉	-	-	-	-	16:05
あぶるま建設	-	-	-	-	16:07
保健センター前	-	-	10:48	12:20	-
農協前	-	-	10:49	12:21	16:08
入広瀬庁舎	6:30	8:30	10:50	12:22	16:09
穴沢バス停	6:31	8:31	10:51	⑤12:23	⑥16:10
穴沢寺前	6:32	8:32	10:52	12:24	16:11
柿ノ木	6:37	8:37	10:57	12:29	16:16
大白川駅	6:43	8:43	11:03	12:35	16:22
木工所	6:44	8:44	11:04	12:36	16:23
本村十字路	6:46	8:46	11:06	12:38	16:25
大雲沢ヒュッテ	6:49	8:49	11:09	12:41	16:28
大白川神社	6:51	8:51	11:11	12:43	16:30
山菜会館	6:52	8:52	11:12	12:44	16:31
本村十字路	6:53	8:53	11:13	12:45	16:32
木工所	6:55	8:55	11:15	12:47	16:34
末沢処理場入口前	6:57	8:57	11:17	12:49	16:36
末沢三叉路	6:59	8:59	11:19	12:51	16:38
大白川駅	7:00	9:00	11:20	12:52	16:39
柿ノ木	7:06	9:06	11:26	12:58	16:45
穴沢寺前	7:11	9:11	11:31	13:03	16:50
穴沢バス停	④7:12	9:12	11:32	13:04	16:51
農協前	-	9:13	11:34	13:05	-
保健センター前	-	9:14	-	-	-
あぶるま建設	-	-	11:35	13:06	-
寿和温泉	-	-	11:37	13:07	-
入広瀬駅	-	-	-	13:09	-
鏡ヶ池	-	9:17	11:41	-	-
入広瀬庁舎	-	9:20	11:44	13:11	16:52

【※1便は、電話予約があった場合のみ運行します】

予約は、入広瀬庁舎 2階 796-2030 まで
(月～金 9:00-16:00 土日、祝祭日は除く)

- 1) 定時、3路線(上方方面、大栃山・穴沢方面、大白川方面)で運行します。
- 2) 停留所でお待ちいただくか、自宅付近の運行経路上でお待ちください。
- 3) ★1便～★5便は、増台したコミュニティバス(トヨタ VOXY)が走ります。
- 4) 「乗合タクシー」の運行はありません。



魚沼市地域公共交通協議会規約新旧対照表

新	旧																
<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、<u>魚沼市市民福祉部生活環境課</u>内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、<u>魚沼市生活環境課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>魚沼市生活環境課職員</u>をもって充てる。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="255 579 1102 1002"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法第6条第2項第2号の委員</td> <td>(略) 新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長 <u>魚沼市産業経済部建設課 課長</u></td> </tr> <tr> <td>法第6条第2項第3号の委員</td> <td>新潟県小出警察署 署長 (略) 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長 <u>魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員	(略)	(略)	法第6条第2項第2号の委員	(略) 新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長 <u>魚沼市産業経済部建設課 課長</u>	法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長 (略) 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長 <u>魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長</u>	<p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、<u>魚沼市企画政策課</u>内に事務局を置く。</p> <p>2 事務局には事務局長を置き、<u>魚沼市企画政策課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>魚沼市企画政策課職員</u>をもって充てる。</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1151 579 1998 1002"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>法第6条第2項第2号の委員</td> <td>(略) 新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長 <u>魚沼市土木課建設室 室長</u></td> </tr> <tr> <td>法第6条第2項第3号の委員</td> <td>新潟県小出警察署 署長 (略) 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長 <u>魚沼市福祉課介護福祉室 室長</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	委員	(略)	(略)	法第6条第2項第2号の委員	(略) 新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長 <u>魚沼市土木課建設室 室長</u>	法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長 (略) 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長 <u>魚沼市福祉課介護福祉室 室長</u>
区分	委員																
(略)	(略)																
法第6条第2項第2号の委員	(略) 新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長 <u>魚沼市産業経済部建設課 課長</u>																
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長 (略) 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長 <u>魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長</u>																
区分	委員																
(略)	(略)																
法第6条第2項第2号の委員	(略) 新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長 <u>魚沼市土木課建設室 室長</u>																
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長 (略) 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長 <u>魚沼市福祉課介護福祉室 室長</u>																

1 協議会の開催

事業計画の概要等		
年月日	事業の概要	内 容
6 月 28 日	第 22 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度魚沼市乗合タクシーの運行実績について 平成 29 年度入広瀬コミュニティバスの運行実績について 路線バス等の休止について 平成 29 年度入広瀬コミュニティバスの車両台数変更について 平成 29 年度協議会事業報告及び決算について 平成 30 年度協議会事業計画及び予算について 生活交通確保維持改善計画（フィーダー系統）について その他
1 月 11 日	第 23 回協議会 （書面評決）	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
2 月 28 日	第 24 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度魚沼市乗合タクシーのダイヤ改正・運行計画について 平成 31 年度協議会事業計画及び予算について 地域内フィーダー系統生活交通確保維持改善計画変更届について

2 計画に基づく事業

事業計画の概要等		
事業の名称	事業の概要	実行主体
運行ルート、時刻表検討	<ul style="list-style-type: none"> 運行路線の見直し 運行ルートの検討 時刻表の検討 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策 1、3、6】
高齢者の自動車運転から公共交通への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転免許証自主返納者「共通回数券」の交付 167 人 乗合タクシー等共通回数券印刷 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策 4】
公共交通サービスに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー時刻表の作成及び全戸配布、市HPでの公開 車両用マグネット路線表示 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策 5】
高速バス利用環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> 待合所、冬期間の駐車場確保 沿線自治体運行事業者支援検討 	魚沼市 【網形成計画施策 8】
公共交通について議論する場の形成	<ul style="list-style-type: none"> 地域交通連会議の開催 老人クラブ等での制度説明等（中ノ島、雁坂下、小平尾、水沢、和田、山田） 	魚沼市地域公共交通協議会 魚沼市 【網形成計画施策 10】

平成30年度 魚沼市地域公共交通協議会決算書

○歳入

単位：円

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	差引	内 訳
1	負担金	1 負担金	1,792,470	1,799,000	-6,530	・魚沼市負担金
2	諸収入	1 雑入	12	1,000	-988	・預金利息
合 計			1,792,482	1,800,000	-7,518	

○歳出

単位：円

款	項	目	本年度決算額	本年度予算額	差引	内 訳
1	運営費	1 会議費	58,000	76,000	-18,000	・アドバイザー謝金 10,000 （1回10,000円×1回） ・委員報償金（委員26人うち支払対象） 48,000 （日当2,000円×延23人） （監査日当2,000円×1回）
		2 事務費	2,354	30,000	-27,646	・B4コピー紙ほか 2,354
2	事業費	1 事業費	1,732,128	1,694,000	38,128	・時刻表印刷代 384,480 ・乗合タクシー等共通回数券印刷代 63,720 ・免許返納優遇措置にかかる回数券利用精算 1,031,200 ・時刻表折込代 21,500 ・マグネットシート作製 231,228
歳出合計			1,792,482	1,800,000	-7,518	

【歳入】 1,792,482 - 【歳出】 1,792,482 = 0

魚沼市地域公共交通協議会

会 長 佐 藤 雅 一

魚沼市地域公共交通協議会

会長 佐藤 雅一 様

会計監査報告書

平成30年度魚沼市地域公共交通協議会収支決算について、監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査実施日等

実施日 令和元年6月19日
実施場所 魚沼市役所 小出庁舎

2. 監査資料


魚沼市地域公共交通協議会決算書
帳簿類（予算差引簿、収入伝票、支出伝票）
預金通帳、その他関係書類

3. 監査結果

関係諸帳簿及び証拠書類によって監査した結果、出納及び帳簿類は適正であり、現金及び預金は相違ないと認める。

令和元年6月19日

監査員 星野政晴 

監査員 星 政晴  印

魚沼市地域公共交通協議会規約新旧対照表

新		旧	
別表(第6条関係)		別表(第6条関係)	
区 分	委 員	区 分	委 員
(略)	(略)	(略)	(略)
法第6条第2項 第3号の委員	(略) 新潟県立小出高等学校 校長	法第6条第2項 第3号の委員	(略) 新潟県立小出高等学校 校長
	(削る)		新潟県立堀之内高等学校 校長
	魚沼市老人クラブ連合会 会長		魚沼市老人クラブ連合会 会長

魚沼市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法の規定に基づき地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、魚沼市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚沼市小出島130番地1魚沼市役所小出庁舎内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取り組みを総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること
- (4) 道路運送法施行規則第49条第2項に規定する公共交通空白地有償運送の協議に関すること
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監査員2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8条 会長は、魚沼市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員の中から協議会において互選する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第11条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、魚沼市市民福祉部生活環境課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、魚沼市生活環境課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、魚沼市生活環境課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は魚沼市のホームページ等を利用して公表する。
- 8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各号に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 16 条 委員及び第 12 条第 5 項の関係者（以下「協議会委員等」という。）が協議会の会議等に出席したときは、報酬を受けることができる。ただし、行政機関の職員については、これを支給しない。

- 2 協議会委員等及び事務局職員が研修会等のため旅行したときは、費用弁償を受けることができる。
- 3 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第 17 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第 18 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合及び軽微な変更にあつては会長の決するところとし、その後の協議会においてこれを報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月17日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月20日から施行する。

この規約は、平成29年7月25日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号の委員	魚沼市長
法第6条第2項第2号の委員	南越後観光バス株式会社 乗合部長
	魚沼市タクシー協会 会長
	ひかり交通株式会社 代表取締役
	東日本旅客鉄道株式会社浦佐駅 駅長
	入広瀬コミュニティー協議会 会長
	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所調査課 課長
	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 課長
	魚沼市産業経済部建設課 課長
法第6条第2項第3号の委員	新潟県小出警察署 署長
	地域公共交通の利用者（堀之内地区、小出地区、湯之谷地区、 広神地区、守門地区、入広瀬地区）
	学識経験者
	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課 課長
	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
	新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課 課長
	新潟県立小出高等学校 校長
	(削る)
	魚沼市老人クラブ連合会 会長
	魚沼市地域自立支援協議会 会長
	日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会 議長
	魚沼市市民福祉部介護福祉課 課長

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

魚公共第 号
令和元年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	魚沼市地域公共交通協議会
住 所	新潟県魚沼市小出島 1 3 0 番地 1
代表者氏名	会 長 佐 藤 雅 一 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

令和元年6月27日
(名称) 魚沼市地域公共交通協議会
(代表者名) 会長 佐藤 雅一

生活交通確保維持改善計画の名称
魚沼市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和2年度～令和4年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>魚沼市においては、長岡市へと通じるJR上越線と、市の北部地域（守門・入広瀬地域）を結ぶJR只見線が結節するJR小出駅を中心にして、広域的・幹線的なバス路線系統により構成される公共交通網が広がっている。また、このバス路線に通じる乗合タクシーが支線の役割を果たしている。</p> <p>これらの公共交通については、市の中心部にある市立病院や商業施設等が、市民の日常生活機能を担う中で、JR線及びバス路線が市中心部である小出地域に向かう手段として、車を運転できない学生や高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、マイカーの普及と少子化により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、バス路線の廃止や縮小、事業者の収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。</p> <p>市内各地域から市の中心部である小出地域へのアクセス向上が重要な課題となっており、小出周辺地域（堀之内・広神・湯之谷地域）においては、乗合タクシーの直通運行によって利便性向上に努めてきた。</p> <p>しかし、その一方で、公共交通の持続可能性を高めつつ、財源を確保するための運行費用の効率化により、乗合タクシーの運行本数や乗り継ぎが不十分であったり、住民に不便を強いている状況にもある。</p> <p>高齢者が所有する運転免許証の自主返納を促している中で、高齢者等にとっては、乗合タクシーが唯一の移動手段となっている地域もあり、乗合タクシーの存続が、日常生活に大きな影響を与えることも懸念される。</p> <p>このため、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統との接続などにより、利便性が高く、効果的で効率的な地域内フィーダー系統として運行している魚沼市乗合タクシーを確保・維持することを目的に、地域公共交通確保維持事業により、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>地域内フィーダー系統として運行している魚沼市乗合タクシーの運行を継続し、利用者の利便性を向上することを目標にする。</p> <p>目標達成の指標として、それぞれの運行系統の輸送人員について、前年比100%以上を維持することとし、達成状況の評価を行う。(別紙1)</p>

(2) 事業の効果

魚沼市乗合タクシーを市内各地域で運行することにより、高齢者等の日常生活に不可欠な通院や買い物等に係る移動手段を確保することができる。また、JR線や広域的・幹線的なバス路線系統と連携することで、中心市街地への効果的な生活公共交通としての運行形態が実現できる。

さらには、外出機会の創出や、活発に人々が行き来することで外需が生まれ、高齢者の健康づくりと地域の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○広報宣伝

- ・乗合タクシーのルートや乗り方が分かる時刻表の作成
市内全戸配布
- ・市内イベントへの参加、ノベルティ等の配布

○ダイヤ等調整

- ・路線バス、JRとの乗継ダイヤ改正
- ・路線の見直し
(魚沼市地域公共交通網形成計画 P35～48 参照)

上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら、魚沼市公共交通協議会が実施主体となる。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

○運行系統の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

○予定している時刻表・路線図

- ・別紙添付

○運行予定者の決定流れ

- ・それぞれの事業者に、公共交通の運行方針を説明し、賛同する事業者に決定した。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

魚沼市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・(株)小出タクシー
- ・奥只見タクシー(株)
- ・ひかり交通(株)
- ・観光タクシー(株) (魚沼市内タクシー事業者 4社)

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 ・ 市全域が「過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項」の適用される要件に該当する過疎地域である。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 6 月 20 日（第 19 回）平成 29 年度事業計画について ・平成 29 年 7 月 25 日（第 20 回）入広瀬地域コミュニティバス運行事業計画について ・平成 29 年 8 月 30 日（書面表決）生活交通確保維持改善計画策定について ・平成 30 年 1 月 9 日（書面表決）地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について ・平成 30 年 3 月 2 日（第 21 回）平成 29 年度補正予算について ・平成 30 年 6 月 28 日（第 22 回）平成 30 年度事業計画について ・平成 31 年 1 月 11 日（第 23 回）地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 ・平成 31 年 2 月 28 日（第 24 回）平成 31 年度事業計画、ダイヤ改正等について協議し合意 	
18. 利用者等の意見の反映	
<p>小出地域循環乗合タクシーの逆回り便の要望があったため、全便のうち半分の便を平成 28 年 10 月から逆回りとした。平成 31 年 4 月からは、うおぬま眼科を新たに停留所に加え、利便性を高めた。</p> <p>乗合タクシーについて詳しく知りたいとの意見があるため、広報活動の充実等を中心に据える方針とした。</p> <p>また、事業に係わる協議会には、各地域の住民代表者からも参画を得ている。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課 新潟県魚沼地域振興局企画振興部地域振興課
関係市区町村	魚沼市企画政策課 魚沼市土木課 魚沼市福祉課
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道(株) 南越後観光バス(株) 魚沼市タクシー協会 ひかり交通(株) 入広瀬コミュニティ協議会 国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所 新潟県小出警察署
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	長岡技術科学大学名誉教授 県立小出高等学校長 地域公共交通の利用者代表（市内 6 地区） 魚沼市老人クラブ連合会 魚沼市地域自立支援協議会 日本労働組合総連合会新潟県連合会中越地域協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 魚沼市小出島 130 番地 1

(所 属) 市民福祉部 生活環境課 交通対策係

(氏 名) 関 祐樹

(電 話) 025-792-9766

(e-mail) kankyo@city.uonuma.lg.jp

魚沼市乗合タクシー運行計画

運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			利用者数 (実績)	年間利用者の目標(人)		
		起点	経由地	終点		令和2年度	令和3年度	令和4年度
奥只見タクシー(株)	(1) 小出まちなか循環線(順回り)	小出駅前	小出	小出駅前	1,379人	1,380人	1,380人	1,380人
	(2) 小出まちなか循環線(逆回り)	小出駅前	小出	小出駅前	1,055人	1,060人	1,060人	1,060人
(株)小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー		小出		7,186人	7,190人	7,190人	7,190人
	(4) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		423人	420人	420人	420人
	(5) 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー		清本・長松		427人	430人	430人	430人
	(6) 三ツ又乗合タクシー		池平・中家		858人	860人	860人	860人
ひかり交通(株)	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー		堀之内		3,740人	3,740人	3,740人	3,740人
	(8) 新道島乗合タクシー		堀之内		1,214人	1,210人	1,210人	1,210人
奥只見タクシー(株)	(9) 滝之又乗合タクシー		広神(西)		1,118人	1,120人	1,120人	1,120人
	(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー		広神(西)		864人	860人	860人	860人
観光タクシー(株)	(11) 赤土乗合タクシー		守門		39人	40人	40人	40人
	(12) 福山新田乗合タクシー		守門		1,501人	1,500人	1,500人	1,500人
	(13) 高倉乗合タクシー		守門		2,467人	2,470人	2,470人	2,470人

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
魚沼市	奥只見タクシー(株)	(1) 小出まちなか循環線(順回り)	小出駅前	小出	小出駅前	往 5.0 km 循環	241日	1205回		路線定期運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
		(2) 小出まちなか循環線(逆回り)	小出駅前	小出	小出駅前	往 5.0 km 循環	241日	1205回		路線定期運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
	(株)小出タクシー	(3) 小出地域乗合タクシー		小出		往 km 復 km	241日	4820回		区域運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
		(4) 湯之谷地域乗合タクシー		湯之谷		往 km 復 km	241日	482回		区域運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
		(5) 田中・清本・長松・米沢乗合タクシー		清本・長松		往 km 復 km	120日	480回		区域運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
		(6) ミツ又乗合タクシー		池平・中家		往 km 復 km	241日	967回		区域運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
	ひかり交通(株)	(7) 上稲倉・魚野地乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	340日	2083回		区域運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
		(8) 新道島乗合タクシー		堀之内		往 km 復 km	241日	964回		区域運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
	奥只見タクシー(株)	(9) 滝之又乗合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	120日	720回		区域運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
		(10) 水沢・越又・泉沢乗合タクシー		広神(西)		往 km 復 km	121日	726回		区域運行	①	南越後観光バス小出～六日町線 小出駅前バス停を共有	③
	観光タクシー(株)	(11) 赤土乗合タクシー		守門		往 km 復 km	94日	94回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後須原駅に接続	③
		(12) 福山新田乗合タクシー		守門		往 km 復 km	241日	2169回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後須原駅に接続	③
		(13) 高倉乗合タクシー		守門		往 km 復 km	241日	1687回		区域運行	②(1)	地域間交通ネットワーク JR只見線 越後上条駅に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	魚沼市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,352
交通不便地域	37,352

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
37,352	魚沼市(全域)	過疎地域自立支援促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
37,352	$37,352 \times 120円 \times 1.0 + 200万円$	6,482,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

令和 年 月 日

新潟県知事様

名称：入広瀬コミュニティ協議会
住所：新潟県魚沼市穴沢215番地
代表者の氏名：会長 椛沢 一彦

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 名称、住所、代表者の氏名

名称	入広瀬コミュニティ協議会
住所	新潟県魚沼市穴沢215番地1
代表者の氏名	椛沢 一彦

2 登録番号

公共交通空白地有償運送

3 自家用有償旅客運送の種別

4 運送の区域

区域	備考
魚沼市（入広瀬地域）	

5 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置
入広瀬コミュニティ協議会	新潟県魚沼市穴沢215番地1

5 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
公共交通空白地有償運送

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計 (軽)
入広瀬コミュニティ協議会	所有		()	()
	持込		2 ()	2 ()
	合計		2 ()	2 ()

軽自動車については、()内に内数で記載すること

福祉有償運送

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有						
	持込						
	合計						

6 運送しようとする旅客の範囲

公共交通 空白地有償運送		○
福祉有償運送	イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

令和元年6月27日

入広瀬コミュニティ協議会 様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類 (案)

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり魚沼市地域公共交通協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

- 1 自家用有償旅客運送の種別
公共交通空白地有償運送
- 2 運営協議会の名称及び対象市町村
(名称)
魚沼市地域公共交通協議会
(対象市町村)
魚沼市
- 3 運営協議会にて合意に至った年月日
令和元年6月27日
- 4 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
名称：入広瀬コミュニティ協議会
住所：魚沼市穴沢215番地1
代表：会長 椀沢 一彦
- 5 合意の内容
(1) 運送の区域
魚沼市（入広瀬地域）

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）
2,000円（年額による定額制。内容は別紙のとおり）
- 6 その他特記事項

令和元年6月27日

魚沼市地域公共交通協議会
会長 佐藤 雅 一

